

議案第12号

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例（平成30年木津川市条例第18号）の一部を別紙のとおり
改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）」の公布により「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例（平成30年木津川市条例第18号）の一部を次のように改
正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者 の数（当該指定居宅介護支援事業者が指 定介護予防支援事業者の指定を併せて 受け、又は法第115条の23第3項の 規定により地域包括支援センターの設置 者である指定介護予防支援事業者から 委託を受けて、当該指定居宅介護支援事 業所において指定介護予防支援（法第5 8条第1項に規定する指定介護予防支 援をいう。以下この項及び第13条第2 6号において同じ。）を行う場合にあつ ては、当該事業所における指定居宅介護 支援の利用者の数に当該事業所におけ る指定介護予防支援の利用者の数に3 分の1を乗じた数を加えた数。次項にお</u>	（従業者の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者 の数が35又はその端数を増すごとに1</u> とする。

いて同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 （略）

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）・（2） （略）

6 （略）

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」

3 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）・（2） （略）

5 （略）

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」

とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ・ (2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に

当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を

とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) ・ (2) (略)

制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（２）の３ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（３）～（１３） （略）

（１４） 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

（１５） 介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも１月に１回、利用者に面接すること。

（３）～（１３） （略）

（１４） 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

（１５） 介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するこ

と。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16) ~ (29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に
基づき、地域包括支援センターの設
置者である指定介護予防支援事業
者から指定介護予防支援の業務の
委託を受けるに当たっては、その業
務量等を勘案し、当該指定居宅介護
支援事業者が行う指定居宅介護支
援の業務が適正に実施できるよう配
慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指
定居宅介護支援事業所の見やすい場所
に、運営規程の概要、介護支援専門員の
勤務の体制その他の利用申込者のサー
ビスの選択に資すると認められる重要事
項(以下この条において単に「重要事項」
という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項
を記載した書面を当該指定居宅介護支
援事業所に備え付け、かつ、これをいつ
でも関係者に自由に閲覧させることによ
り、前項の規定による揭示に代えること
ができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則とし

イ (略)

(16) ~ (29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に
基づき、指定介護予防支援事業者か
ら指定介護予防支援の業務の委託
を受けるに当たっては、その業務量
等を勘案し、当該指定居宅介護支援
事業者が行う指定居宅介護支援の
業務が適正に実施できるよう配慮し
なければならない。

(31) (略)

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指
定居宅介護支援事業所の見やすい場所
に、運営規程の概要、介護支援専門員の
勤務の体制その他の利用申込者のサー
ビスの選択に資すると認められる重要事
項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規
定する事項を記載した書面を当該指定
居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、
これをいつでも関係者に自由に閲覧させ
ることにより、同項の規定による揭示に
代えることができる。

<u>て、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	(記録の整備) 第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 1 2 号 木津川市における介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の公布により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。 ・ケアマネジャー配置基準（1 人当たり取扱件数）の見直し ・テレビ電話等を活用したモニタリングの実施 ・運営規程等をインターネット上で閲覧できるよう義務付け ・管理者の兼務範囲の明確化 など	
提案に至るまでの経緯	・省令を基に、課内で協議・検討を行い、条例案を作成	
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	4 福祉
	施 策	② 高齢者福祉 ウ. 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	指定居宅介護支援の基準を定めることにより、市内で指定居宅介護支援事業所を運営していく上での今後の基準となります。	